

市内事業者のみなさまへ 高騰している電気料金の一部を補助します。

三次市電気料金高騰対策 事業者支援事業補助金

申請受付期間

令和5年1月 5日(木) から
令和5年2月10日(金) まで

三次市では、電気料金の高騰により経営に影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、事業に要した電気料金の一部を補助します。

補助対象経費

令和4年7月使用分から令和4年12月使用分までの6ヵ月間、事業者が市内の事業所において事業の用に供した電気料金のうち、任意の3ヵ月(最大)の電気料金。

補助金額(上限150万円、申請は1回限りです。)

任意の3ヵ月の補助対象経費とした電気料金から前年同月の電気料金を除き、その各月の増加した額の合計額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額の2分の1以内とします。

ただし、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。

※ 令和3年度広島県感染拡大防止協力支援金(第4, 5期)を受給されている場合、その受給月(8, 9月)は、対象外です。

計算例	【手順1】任意の3ヵ月の選定 と 前年同月比差額の計算		
	令和4年 7月電気料金 66,000円(税込)	令和3年 7月電気料金 55,000円(税込)	差額① 11,000円
	令和4年 9月電気料金 77,000円(税込)	令和3年 9月電気料金 56,100円(税込)	差額② 20,900円
	令和4年12月電気料金 88,000円(税込)	令和3年12月電気料金 57,200円(税込)	差額③ 30,800円
	【手順2】差額の合計から消費税及び地方消費税を控除		
	差額①~③の合計・・・62,700円	$62,700円 \div 1.1 = 57,000円$	
	【手順3】補助金申請額の算定		
57,000円 \div 2 = 28,500円 → 28,000円(千円未満切捨, 補助金申請額)			

補助対象者

次のア、イのいずれかに該当する者(ただし、年金収入を除く収入のうち、主たる収入が事業収入であって、その前年の収入が120万円以上である事業者等)

- ア. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有する法人又は個人事業主
イ. 法人税法別表第二に該当する法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人
ただし、政治団体、宗教法人は除く

申請書類の受付窓口(三次商工会議所・三次広域商工会)

- ◆ 三次商工会議所の会員 または 市内事業所所在地が旧三次市内の事業者
受付場所：三次商工会議所
電話：0824-62-3125 FAX：0824-63-5200
受付日：月～金曜日(祝日除く) 受付時間 9：00～12：00, 13：00～16：00 ※予約者優先
- ◆ 三次広域商工会の会員 または 市内事業所所在地が旧三次市外の事業者
受付場所：三次広域商工会
(本所) 電話：0824-44-3141 FAX：0824-44-3390
(作木支所) 電話：0824-55-2124 FAX：0824-55-3535 (布野支所) 電話：0824-54-2036 FAX：0824-54-2876
(君田支所) 電話：0824-53-2039 FAX：0824-53-2971 (吉舎支所) 電話：0824-43-3171 FAX：0824-43-4171
(三和支所) 電話：0824-52-2065 FAX：0824-52-2589 (甲奴支所) 電話：0847-67-2433 FAX：0847-67-2349
受付日：月～金曜日(祝日除く) 受付時間 9：00～12：00, 13：00～16：00 ※予約者優先
ただし、各支所窓口につきましては、月曜日及び金曜日は閉所していますので、ご注意ください。

申請書類（添付書類）

申請に必要な書類 ※ 1

対象者	書類名称
法人/個人 (共通)	・様式第1号 申請書 ・様式第2号 宣誓書 ・様式第3号 申請額計算書 ・電気料金請求書や電気使用量のお知らせなど使用月と請求額が確認できるもの※2 ・振込口座通帳の写し(見開き)
法人	・直近の法人税確定申告書(写し) ※3 ・直近の法人概況説明書(写し) ・決算報告書(写し)
個人	・令和3年分所得税申告書または市県民税申告書(写し) ※3 ・令和3年分青色申告決算書または収支内訳書(写し)

※ 1 申請に必要な書類は、受付窓口（三次商工会議所、三次広域商工会）で配布のほか、市HPへ掲載しています。

また、申請の際は、申請書類のほか、チェックリスト（自己チェック欄要記入）もあわせてご提出ください。

※ 2 請求額に市外事業所分が含まれている場合や事業外分が含まれている場合は、「請求書内訳書」や「電気料金お支払いのご照会について」等を添付し、補助金申請額を適正に算出してください。

※ 3 法人税確定申告書別表第一の写し 及び 令和3年分所得税申告書または市県民税申告書は、電子申告日等の記載または税務署收受印または電子申告受信通知のあるもの（市町村民税・県民税の申告の場合は受付印のあるもの。）。

よくある質問（Q&A）

Q.1 令和4年12月分の電気料金とは、12月に支払いをした電気料金のことですか？

補助対象となる令和4年12月分の電気料金とは、令和4年12月に使用した電気料金のことです。

A.1 電力会社によっては、令和4年12月に使用した電気料金は、翌1月に請求され、請求書へは令和5年1月分と記載されていますので、申請の際には使用された月をご確認ください。

Q.2 令和4年12月使用分（請求書上は令和5年1月分）を補助対象経費として申請したいのですが、電気料金明細の料金算定期間は、12月2日から1月4日と記載されています。按分により、1月1～4日分を除かなければなりませんか？

A.2 料金算定期間の過半が含まれる月を使用月と判定しますので、全額を12月使用分として下さい。

Q.3 三次市外にも事業所があります。その事業所分も補助対象となりますか。

A.3 市外事業所分は補助対象経費とはなりません。市内の事業所において事業の用に供し、請求された電気料金を補助対象経費としますので、請求明細書を添付のうえ、対象となる経費のみ計上してください。

Q.4 自宅兼店舗で営業しています。この場合、補助対象経費をどのように計算すればよいですか。

A.4 確定申告において按分されている方法と同様に計算してください。
(申請額計算書(様式第3号)の事業割合欄で事業割合を記入し、按分してください。)

Q.5 個人商店を営んでいます。電気料金の請求書宛名が家族名義となっているため、補助金交付申請者名と異なります。申請は可能ですか。

A.5 電気料金請求書や電気料金請求内訳書に記載されている「使用場所」が、市内所在地と一致していることが確認できれば、申請の対象となります。

Q.6 給与収入が180万円、事業収入が120万円あります。この場合、補助金の申請はできますか。

A.6 主たる収入が給与収入ですので、申請はできません。

Q.7 事業を開始して間もないため、事業を行っていることを証する確定申告の写しがありません。この場合、どのような書類を添付すればよいですか。

A.7 確定申告書の代わりに次の書類等で事業を営んでいることを証明してください。
法人事業者：登記事項証明書、営業許可証の写し ・ 個人事業者：開業届、営業許可証の写し

※ 上記のほか、Q&Aを三次市HPで随時更新していますので、ご確認ください。

補助金申請から振込までの流れ

申請受付から振込までの流れ	内 容
① 事業者 → 受付窓口	申請書類を受付窓口（三次商工会議所、三次広域商工会）へ提出してください。
② 三次市 → 事業者	三次市から「交付確定通知書」、「請求書様式」を送付します。
③ 事業者 → 三次市	請求書様式を三次市役所産業振興部商工観光課へ提出してください（郵送可）。
④ 三次市 → 事業者	請求書到着から2週間程度でお振込みします。

請求書提出先

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市役所産業振興部商工観光課

電話：0824-62-6171 FAX：0824-64-0172 E-mail:shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp

三次市HP:https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/shoukou_m/syokou/denkiryokinnkoutoutaisaku.html

